

機械を操作するのは人間 マンパワーの充実を

イベント情報

岩手・宮城内陸地震の際、岩手県建設業協会一関支部（宇部貞宏支部長、会員32社）は市と締結した「災害時における応急対策等の活動に関する協定」に基づき自主パトロールを行って被災状況調査。中でも緊急対応が必要とされた市野々原地内の磐井川土砂ダムの仮排水路工事で、独自の現地踏査を行い24時間体制で工事を進め、二次災害を防ぐ大きな力となりました。同支部の会員企業を取りまとめて現場対応にあたった宇部建設株式会社取締役の稲辺弘さんに、当時の状況と今後の災害への備えについて聞きました。

現場の中でも最優先で行わなければならないのは磐井川の土砂ダム対策だ、と現場からの意見を上げました。

作業は建設業協会の会員企業32社が連携して実施。これまで、多くの人を束ねる工事現場の経験はありましたが、一つの会社内のことですし、通常は準備に数カ月をかけるものです。それ

を、最初の準備期間がわずか1日程度で、多くの会社にまたがる100人以上の人が短期間でまとまって作業できるものなのか、不安でした。

ところが、多くの関係者の「やらなければ」という使命感からか、思ったよりもすんなりと連携して仕事を進めることができました。一関は水害が多いので、災害時の緊急出動には各社とも慣れていることが役立ったと思います。

一人のけが人もなく作業を終えることができたのが何よりでした。この成果に誇りを持っています。

一宮城県沖地震など、将来起こるかもしれない災害への対応に向けて、今回の経験を踏まえての課題はありますか。

今回の災害現場には、国土交通省が配備している最先端の機械が投入されました。危険な現場用の無線で遠隔操作する重



宇部建設株式会社取締役 稲辺 弘さん(55)

機や、高性能の排水ポンプなどです。しかし、機械を操作するのは人間。現場のわれわれは初めて見る機械の操作に苦勞し、性能を100%生かしきれなかったという課題が残りました。

そこで、平常時に、行政が持っているこれらの機械操作を訓練することが大切だと感じています。地道な訓練を継続することで、災害時にその力を発揮できるはず。

現在、建設業界が置かれている状況は決して楽ではありません。しかし、建設業は地域に必要な仕事。さまざまな経験のある作業員や現場監督など、マンパワーは地域の資源であることを市民の皆さんにもわかっていただければと考えます。

【国道342号再開通】

国道342号「真湯・須川間」が5月30日、正午に開通します。これに合わせて、地元の大鼓団体が勇壮な演奏で皆さんをお迎えするほか、「ご当地ヒーロー」「グレイマン」が先着3000人に記念品をプレゼントします。

【路線バス運行の再開】

国道の通行止めにより運休していた岩手県交通須川温泉線は、5月30日から再開します。

◎問い合わせ先：岩手県交通

一関営業所 ☎42550

「よかったね！ 厳美街道」産直市

■第1回産直市

■日時：5月30日⑨時～16時

■場所：道の駅厳美深

■内容：▽厳美産直協議会による新鮮野菜販売▽県警音楽隊による演奏(14時30分～15時)▽食の匠による郷土料理の試食(1時～)

2 スタンプラリー

厳美産直協議会の産直や飲食店、温泉など17店舗をめぐるスタンプラリーを5月30日から11月7日まで行います。第1弾は6月30日までに応募した人から抽選で42人に農産物などをプレゼント。

◎問い合わせ先：本庁農政課 ☎8427

21年度

情報公開、個人情報保護制度の状況

情報公開制度とは、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加を促進し、公正で開かれた市政を推進するため、市が保有する情報の提供や公開を行うものです。個人情報保護制度とは、市民の個人情報に不正に管理し、その権利や利益を保護するため、市が行う個人情報の収集や利用などについての基本的ルールを定めたものです。これらの21年度の運用状況についてお知らせします。

◎問い合わせ先
本庁総務課法規文書係
☎8221

情報公開制度の運用状況

1 請求、申し出の状況

21年度における開示請求(情報公開条例の適用を受ける公文書)

区分	請求件数	決定・回答の内容					取り下げ
		全部開示	部分開示	不開示	存否応答拒否	不存在	
開示請求に対する決定	49	26	13	0	0	7	3
任意開示申出に対する回答	2	1	1	0	0	0	0
合計	51	27	14	0	0	7	3

書が対象)は49件、任意開示申出(合併前の旧市町村の公文書公開条例または情報公開条例施行

前に作成、取得した公文書が対象)は2件で、合わせて51件でした。これらについての決定・回答の状況は、表1のとおりです。

「部分開示」と決定したものは、情報公開条例に定める「個人または法人などの権利利益を害するおそれがある」とされたことによるものがすべてです。

2 請求、申出者の内訳

開示請求、任意開示申出者の内訳は、個人21件、法人その他の団体30件となっています。

3 対象情報の内容

請求などの対象情報の内容別処理件数の状況は、表2のとおりです。

4 実施機関別処理件数

請求などの実施機関別処理件数の状況は、市長47件、教育委員会4件となっています。

5 不服申立ての状況

不開示の決定などに対する行政不服審査法に基づく不服申立てはありませんでした。

表3 自己情報開示請求の処理状況

(1)処理件数	決定の内容					
	全部開示	部分開示	不開示	存否応答拒否	不存在	取り下げ
	2	1	0	0	0	0
(2)請求の対象情報の内容別処理件数	国民年金に関するものなど 3件					

1 自己情報の開示請求の状況

21年度における自己の個人情報

6 審議会などの公開

審議会などの会議の公開に関する要綱に基づき、審議会の開

個人情報保護制度の運用状況

催案内および開催結果について、ホームページおよび市民の室において掲出を行いました。

報の開示請求は、3件でした。請求の決定内容、対象情報の内容状況は、表3のとおりです。なお、自己情報の訂正請求、取り扱いは正の申し出および不服申し立てはいずれもありませんでした。

2 個人情報保護審議会の状況

①開催日：22年3月30日

②案件：▽個人情報保護制度の運用状況について▽個人情報保護条例に規定する個人情報の収集などの例外的な取り扱いについて

③審議結果：「個人情報の収集などの例外的な取り扱いについて」を諮問し、原案のとおり答申をいただきました。